

三、通リ作成シテ理事者双方に補償者各一通シテ保持スルモノトス

一、長沢印刷所ハ将来從業員ト共同ニテ経営スルコト

一、長沢印刷所ハ同日協定ハ不日為其双方ニ於テ議定スルコト

一、長沢印刷所主ニ從業員ハ舊ニ本経営ニ付減高ラ以テ認リスルコト

一、從業員ハ明二十三日ヨリ就業スルコト

一、長沢印刷所主ハ本筆談ニ関シ從業員ノ家族見舞金トシテ從業員ノ日給日分ニ相當スル金額ヲ

支給スルコト

一、筆談中ノ全員ノ日給ヲ支給スルコト

昭和六年五月二十二日

印刷所主
從業員

謝 停 者

長 沢 一 助
大 沼 義 上
秋 山 竹 義
久 風 竹 義
雀 病 眞
前 京 治
部 眞 一 助

別記

要 求 書

一、貸付全部取消ス

一、臨時休業撤廃

一、公休日給料全部支拂

一、公休出勤ノ場合ハ之割増

一、給料ハ父ス方月末日午後二時止ニ確定ニ支拂フコト

一、十四日前迄ハ十日分以上トス

一、夜業ハ二割増

一、衛生装置完備セヨ

一、中元歳暮ハ別表金ヲ出せヨ

一、現在日給一月五十五元以下ハ二割増上ケセヨ

一、簡便吳呼検査ノ場合ハ日給金額支拂ノコト

一、公費上買傷シタ場合ハ日給金額支拂ノコト

一、通リ要求ヲ提出スレバノコト切テ工場主ハ速クニ五月二十日申ニ返答ス

一、若シ返答ナク場合ハ右要求全部ヲ承認ト認め

一、五月二十日

三ノ遺棄者 大沼義一 雀 眞 一 助
今有袋沙男 秋 山 竹 義
松田幸吉 長 沢 一 助
代 表 長 沢 一 助
伊藤山 伊藤三郎
伊藤山 伊藤三郎